

生垣をつくいませんか

新しく生垣をつくらうとしている方に
生垣用の樹木を配布します

いろいろあります
生垣の効果

災害を防ぐ



空気をきれいに
する

気温を調節する

お問合先 逗子市役所2階 緑政課

電話 046-873-1111 内線 467,468

eメール ryokusei@city.zushi.kanagawa.jp

生垣とは・・・植栽によって作られた垣根の総称で、
塀の役割を果たすものです。

【対象者】

市内に住所を有し、かつ市内に住宅を所有し、新たに生垣を設置しようとする方。

【条件】 次の項目に全て該当すること

- 住宅に3メートル以上の生垣を新たにつくろうとしている方。
- 道路に接している場所。
- 上記の場所と連続していて、道路からよく見える場所（詳しくは、お問合せください）。
- 道路や隣地との境界から30センチメートル程度内側に生垣用樹木を直接地面に植えられる場所。
- 近隣の迷惑にならないこと。
- 植え付け後、完成届を提出できる方。
- 生垣を大切に育てていただける方。

※道路・・・幅員が4m以上ある公道（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなす道路（2項道路）を含む。）

【注意事項】

◎生垣用樹木の無償配布（生垣を新たに作る場合）

- 配布本数…1メートルあたり2～3本程度
※1件につき1種類（上限30本まで）
- 現物の支給のみですので、植栽はご自身の負担となります。
- 植替え、補植は対象となりません。
- 配布を受けた苗木は、水やり・植栽等、適切な管理をしてください。（枯れてしまった場合の補償はしておりませんので、ご了承ください。）
- 樹木を植え付け後、生垣完成写真を添付した完成届を提出していただきます。
- 緑地協定や条例等で緑地率が定められている場合は、配布樹木を算定に加えることはできません。

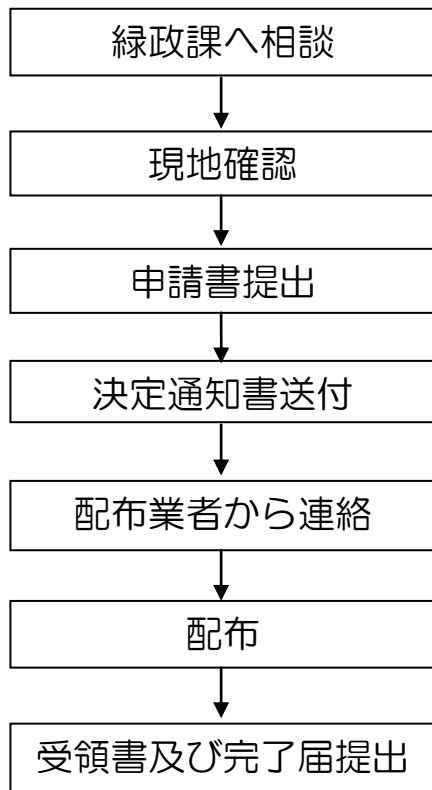
【申込み方法】

条件に全て当てはまった場合は、助成の対象となる可能性があります。緑政課で現地確認をしますので、申請書を提出する前に緑政課にご相談ください。

【配布樹木】イヌツゲ、レッドロビン、ウバメガシ、マサキなど、生垣に適した樹木

※配布する樹木の高さは約60センチメートルですが、樹種により異なります。

【生垣配布までの流れ】



大切に育ててください！

